

災害時における那珂市内認可保育施設等の臨時休園措置等の判断基準

1 目的

市は、台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童と保育従事者の生命と安全を守るため、市内認可保育施設等における臨時休園措置等の判断及び対応基準を定めるものとする。

2 対象施設

市内認可保育施設、認定こども園、公立学童保育所

3 臨時休園の判断

本判断基準に基づき、市内保育施設等における臨時休園・登園自粛要請等の判断を行うものとする。なお、施設側が個別の事情により独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況であるときを除き、事前にこども課へ連絡のうえ、対応を協議するものとする。

4 臨時休園・登園自粛要請の判断目安

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後あてはまる可能性が高いと判断した場合に、臨時休園又は登園自粛要請を行うことを基本とする。

(1) 臨時休園

市内に災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合

ア 気象庁から本市に特別警報^{※1}が発令されている場合

イ 警戒レベル4以上の市の避難情報^{※2}（**緊急安全確保、避難指示**）が発令されている場合

ウ 河川氾濫・土砂災害など登園することに危険がある場合

エ 交通手段の計画運休などにより保育士の確保ができない、又は保護者による送迎が困難な場合（広範囲、長時間に及ぶ場合）

(2) 登園自粛要請

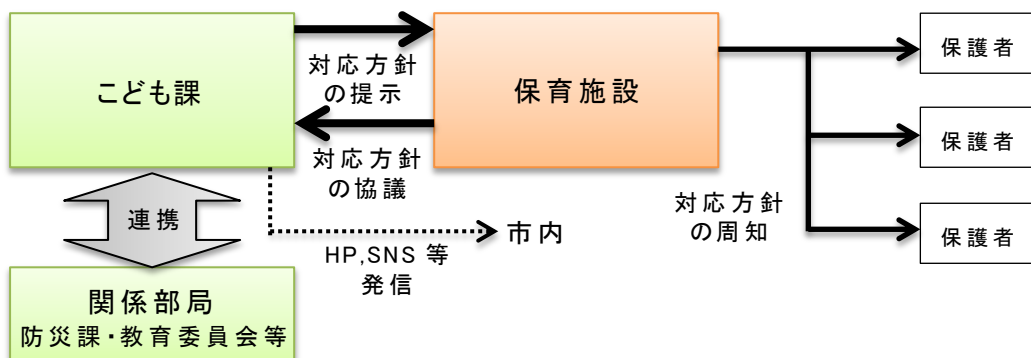
災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うに当たり、十分な態勢を確保できないことが予想される場合は、保護者に登園自粛要請を行う。なお、総合的な判断により、臨時休園とすることがある。

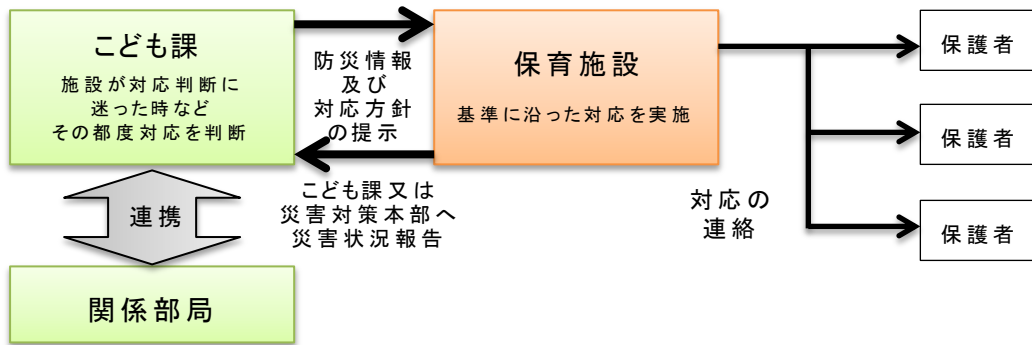
ア 警戒レベル3の避難情報（**高齢者等避難**）が発令されている

イ 交通手段の計画運休などにより保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難（一部の範囲、短時間の場合）

5 臨時休園等の判断に関する連絡

事前の周知





6 登園状況による対応

	登園前	登園後
臨時休園	保護者に登園を見合わせてもらう	保護者に速やかに引き取りに来てもらう。 ただし、引き取りに行くことが危険な場合（洪水発生等）は、安全な状況になってから引き取りに来てもらう。
登園自粛要請	保護者にできる限り登園を見合わせてもらう。	保護者にできる限り早めに引き取りに来てもらう。

7 臨時休園等に伴う対応について

(1) 保護者への対応方針の周知

施設は、保護者に対して「入園のしおり」等で入園前に周知を行うなどして、理解を得ること。

(2) 臨時休園等を行う際の周知、掲示

施設は、臨時休園・登園自粛要請を行う場合は、ホームページやメール等により、保護者に周知を図る。また、臨時休園する際には、施設入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(3) 緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制の確保

施設は、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保する。

(4) その他施設への情報提供

こども課は、臨時休園又は登園自粛要請の判断をした際に、公・私立幼稚園及び民間学童保育所へ情報提供を行う。

特別警報とは（※1）

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけます。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の大雨等が該当します。

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに地元の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

気象庁に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	暴風が吹くと予想される場合	
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

市が発令する避難情報（※2）

警戒レベル	とるべき行動	避難情報等 （行動を促す情報）
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。 避難所等への避難が安全にできない場合は、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保をしましょう。 市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令する情報ではありません。	緊急安全確保
警戒レベル4	速やかに危険な場所から全員避難しましょう。	避難指示
警戒レベル3	避難に時間を要する人（高齢者、障がいのあるかた、乳幼児等）と、その支援者は避難をしましょう。 その他の人は、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始め、避難の準備を整え、危険を感じたら自主的に避難しましょう。	高齢者等避難